

## 県営追浜第一団地建替事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱

### 1 総則

本要綱は、県営追浜第一団地建替事業（以下、「本事業」という。）に関する「県営追浜第一団地建替事業 実施方針」（以下、「実施方針」という。）において規定されている「事業者ヒアリング」について、必要な事項を定めるものである。

### 2 事業者ヒアリングの目的

本事業では、従来の実施方針等に対する質問回答及び意見招請に加え、さらに幅広く事業者の意見を聴取し、事業者の参入のしやすさに配慮した契約条件設定の一助とするため、個別対話を実施する。事業者ヒアリングの主な目的は次のとおり。

- (1) 本事業への参加意欲をもつ事業者及び参加の可能性のある事業者から、個別に提案・意見を聴取し、その内容を入札説明書等に反映させることによって、より良い入札及び効率的なPFI事業の実施を目指す。
- (2) 事業への参画を希望する事業者及び関心のある事業者が、本事業に対する理解をより深め、今後の検討の方向性や具体化への一助とすることを目指す。

### 3 事業者ヒアリングの実施方法

事業者ヒアリングは、本事業への参加を希望する事業者の自発的な提案・意見を神奈川県（以下、「県」という。）が受け付けるものであり、事業者ヒアリングは、1事業者（あるいは1グループ）と神奈川県による1対1の形式で行う。

### 4 スケジュール

事業者ヒアリングは、令和3年3月26日(金)及び令和3年3月29日(月)に参加希望者との日程調整の上、実施する。

### 5 情報公開及び提案・意見書内容の保護

事業者ヒアリングの結果（実施日時、ヒアリング内容等）については、原則として全事業者のヒアリング終了後公表する。

ただし、公表することで事業者の権利、競争上の地位、正当な利益を害することを防ぐため、事業者ヒアリング参加者独自のノウハウ※については、当該参加者からの申入れがあった場合及び県が当該参加者独自のノウハウと判断し、当該参加者に確認した上で保護が必要と判断したものに関しては、公表の対象としない。

※「事業者独自のノウハウ」とは、それにより事業者が利益を得る可能性のある事業者独自の手法、アイデア等を指し、技術的分野に限らず、リスク分担のアイデア等を含む、本事業すべてに係る内容を指す。

## 6 事業者ヒアリングの内容

事業者ヒアリングにおいては、次の項目内容に沿った提案・意見を受け付ける。

- (1) 実施方針、業務要求水準書（案）についての具体的な提案又は意見。
- (2) 事業者独自のノウハウに関する技術的内容に関する部分についての具体的な提案又は意見。

## 7 参加申込み

事業者ヒアリングへの参加希望者は、添付様式①「事業者ヒアリング 参加申込書」及び添付様式②「事業者ヒアリング 提案・意見書」に必要事項を記入の上、令和3年3月9日（火）～令和3年3月24日（水）17時00分（必着）の間に電子メールにより申し込むこと。

1事業者での申込み、複数の事業者からなるグループでの申込みのいずれも可能とするが、参加人数が多数となる場合は人数の制限を行う場合がある。

また、「事業者ヒアリング 提案・意見書」には1枚につき1意見を記入し、複数の提案又は意見がある場合は、複数枚の書類を提出すること。なお、提案・意見書の内容に、事業者独自のノウハウに関するものが含まれる場合は、該当項目に印をつけること。

（申込み先）

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県 県土整備局 建築住宅部 公共住宅課 住宅整備グループ

電 話 045-210-6561

電子メール jutakuseibi.u4mk@pref.kanagawa.jp

## 8 事業者ヒアリング実施日程等の連絡

ヒアリングの日時及び会場については、県から代表担当者に連絡する。

連絡日時での実施に不都合がある場合は、別途協議により適切な日時等を設定するが、実施日時に合意が得られなかった場合、県が設定した日時・会場にて実施する。

## 9 提案・意見書の再提出

提出された提案・意見書の内容について、不明確な点が認められた場合、事業者ヒアリング実施前に県より提案・意見書の再提出を求める場合がある。

## 10 費用負担

「事業者ヒアリング 参加申込書」及び「事業者ヒアリング 提案・意見書」の提出に係る諸費用並びにヒアリング会場までの交通費については参加者の負担とする。

## 11 事業者ヒアリングにおける公平性の確保

県は、事業者ヒアリングの実施に際して、参加の有無によって、入札時における応募者間の優劣が発生するようなことがないように、公平性に十分に留意する。

なお、入札時においては、事業者ヒアリングで提出した提案と同様の提案を提出する必要はない。

## 12 その他

提出書類については、日本語で記述すること。